

【機関要件に関する法律の規定】

- 大学等における修学の支援に関する法律第7条第2項が定める機関要件は主に次の2つ。
 - 一 大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- したがって、機関要件は「教育の実施体制に関する基準」（以下「**教育要件**）」が「経営基盤に関する基準」（以下「**経営要件**）」に位置づけられる内容であることが必要。

【学校が機関要件を満たさなくなった場合】

- 機関要件を満たすことの確認を受けた「確認大学等」が当該要件を満たさなくなった場合には、確認は取り消され、高等教育の修学支援新制度の対象機関ではなくなる。
 - ※確認取消時に当該学校に在籍している支援対象の学生等については、引き続き支援の対象。
- 確認を取り消された学校は、仮に再び機関要件を満たすことになった場合でも、**取消の日から3年**を経過するまで新たに確認を受けることはできない。

【機関要件の具体的な内容】

- 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための教育要件を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）

* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。

3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

- 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。

▶ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）

② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）

③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※（大学等の状況）

※ 専門学校の経過措置 ～令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

機関要件の確認(更新)申請・審査の概要

令和4年8月31日公表

区分	学校数 (R4.4.1)	確認校数 (R4.4.1)	新規確認校数 (R4年度)	確認取消校数 (R4年度)	確認校数 (R5.4.1)	(参考) 要件確認割合
	A	B	C	D	E=B+C-D	E/A
大学・短期大学	1,085	1,064	1	4	1,061	97.8%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,637	2,000	44	11	2,033	77.1%

(注) 学校数 (R4.4.1) には、大学院大学 (25校)、募集停止、休校、廃校等 (172校) を含まない。

令和3年8月31日公表

区分	学校数 (R3.4.1)	確認校数 (R3.4.1)	新規確認校数 (R3年度)	確認取消校数 (R3年度)	確認校数 (R4.4.1)	(参考) 要件確認割合
	A	B	C	D	E=B+C-D	E/A
大学・短期大学	1,086	1,065	1	1	1,065	98.1%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,683	1,965	51	7	2,009	74.9%

(注) 学校数 (R3.4.1) には、大学院大学 (25校)、募集停止決定済 (75校)、休校状態 (86校) を含まない。
また、廃校・統廃合により確認校でなくなる予定の10校も含まない。

令和2年9月11日公表

区分	学校数 (R2.4.1)	確認校数 (R2.4.1)	新規確認校数 (R2年度)	確認取消校数 (R2年度)	確認校数 (R3.4.1)	(参考) 要件確認割合
	A	B	C	D	E=B+C-D	E/A
大学・短期大学	1,082	1,051	13	4	1,060	98.0%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,688	1,689	284	6	1,967	73.2%

(注) 学校数 (R2.4.1) には、大学院大学 (25校)、募集停止決定済 (82校)、休校状態 (95校) を含まない。
また、廃校・統廃合により確認校でなくなる予定の14校も含まない。

機関要件に関する現状の課題

<① 教育要件は適切に機能しているのか？>

一 大学等の教育の実施体制に関し、**大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。**

→ **現行の要件は、①実務経験のある教員等による授業科目、②外部「役員」、③厳格かつ適正な成績管理の実施・公表、④教育活動に係る情報の公表**となっている。

一方で、**要件を満たしていても、卒業者に占める進学者・就職者等の割合が5割を下回る大学等も存在する。**

<② 経営要件は適切に機能しているのか？>

二 大学等の経営基盤に関し、**大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。**

→ **現行の要件は、例えば、直前3年度のうちいずれか1年度分だけでも収容定員充足率が8割以上であれば、経営要件を満たすことになり、機関要件を満たさなくなり確認取消しとなった学校は、3,121校中15校に留まる。**他方、**要件を満たす大学等の中には、廃校等に至る大学等も存在。**

- 廃校等に伴い、令和4年度末に**確認辞退予定の学校数 19校**（令和4年8月31日現在）
- 機関要件を満たさなくなり**確認取消しとなった学校数 15校**（令和4年8月31日現在）